

下水道料金の見直し（案）

○家庭用について 2 段階従量制（8t が現行と同額になる場合）を導入した場合

| | | |
|----|-----|--|
| 現行 | 一般用 | 1,171 円/8t 超過 143 円/t（税抜） |
| | | R6 全体 218 件 11,847,809 円（税込） |
| 改定 | 一般用 | 下水道料金は、水道料金の 7 割の設定になっているため、基本料金を次のとおりとする。 |
| | | <u>基本料 830 円</u> （水道基本料の 7 割設定） |
| | | <u>使用料 43 円/8t まで</u> |
| | | <u>使用料 159 円/9t 以上</u> |
| | | R6 全体 6,739 件 11,847,809 円（税抜） |
| | | =基本料 6,732 件×830 円=5,587,560 円（税抜） |
| | | =従量 8t まで 42,002t×43 円=1,806,086 円（税抜） |
| | | =従量 9t 以上 2,7925t×159 円=4,440,075 円（税抜） |
| | | 11,847,809-11,833,721=△14,088 円減額 |

（例）単身世帯月 0t 使用した場合（△29.1%、月 341 円減）

| | |
|----|-----------------------------|
| 現行 | 1,171 円（税抜） |
| 改定 | 基本料 830 円+0t×43 円=830 円（税抜） |

（例）単身世帯月 3t 使用した場合（△18.1%、月 212 円減）

| | |
|----|-----------------------------|
| 現行 | 1,171 円（税抜） |
| 改定 | 基本料 830 円+3t×43 円=959 円（税抜） |

（例）単身世帯月 4t 使用した場合（△14.4%、月 169 円減）

| | |
|----|-------------------------------|
| 現行 | 1,171 円（税抜） |
| 改定 | 基本料 830 円+4t×43 円=1,002 円（税抜） |

（例）単身世帯月 5t 使用した場合（△10.7%、月 126 円減）

| | |
|----|-------------------------------|
| 現行 | 1,171 円（税抜） |
| 改定 | 基本料 830 円+5t×43 円=1,045 円（税抜） |

（例）単身世帯月 6t 使用した場合（△7.1%、月 83 円減）

現行 1,171 円 (税抜)

改定 基本料 830 円+6t×43 円=1,088 円 (税抜)

(例) 単身世帯月 7t 使用した場合 (Δ3.4%、月 40 円減)

現行 1,171 円 (税抜)

改定 基本料 830 円+7t×43 円=1,131 円 (税抜)

(例) 単身世帯月 8t 使用した場合 (0.0%、月 3 円増)

現行 1,171 円 (税抜)

改定 基本料 830 円+8t×43 円=1,174 円 (税抜)

(例) 単身世帯月 9t 使用した場合 (1.4%、月 19 円増)

現行 1,171 円+1t×143 円=1,314 円 (税抜)

改定 基本料 830 円+8t×43 円+1t×159 円=1,333 円 (税抜)

(例) 一般世帯月 10t 使用した場合 (2.4%、月 35 円増)

現行 1,171 円+2t×143 円=1,457 円 (税抜)

改定 基本料 830 円+8t×43 円+2t×159 円=1,492 円 (税抜)

(例) 一般世帯月 11t 使用した場合 (3.2%、月 51 円増)

現行 1,171 円+3t×143 円=1,600 円 (税抜)

改定 基本料 830 円+8t×43 円+3t×159 円=1,651 円 (税抜)

(例) 一般世帯月 12t 使用した場合 (3.8%、月 67 円増)

現行 1,171 円+4t×143 円=1,743 円 (税抜)

改定 基本料 830 円+8t×43 円+4t×159 円=1,810 円 (税抜)

(例) 一般世帯月 13t 使用した場合 (4.4%、月 83 円増)

現行 1,171 円+5t×143 円=1,886 円 (税抜)

改定 基本料 830 円+8t×43 円+5t×159 円=1,969 円 (税抜)

(例) 一般世帯月 14t 使用した場合 (4.9%、月 99 円増)

現行 1,171 円+6t×143 円=2,029 円 (税抜)

改定 基本料 830 円+8t×43 円+6t×159 円=2,128 円 (税抜)

(例) 一般世帯月 15t 使用した場合 (5.3%、月 115 円増)

現行 1,171 円+7t×143 円=2,172 円（税抜）

改定 基本料 830 円+8t×43 円+7t×159 円=2,287 円（税抜）

（例）一般世帯月 20t 使用した場合（6.8%、月 195 円増）

現行 1,171 円+12t×143 円=2,887 円（税抜）

改定 基本料 830 円+8t×43 円+12t×159 円=3,082 円（税抜）

（例）一般世帯月 30t 使用した場合（8.2%、月 355 円増）

現行 1,171 円+22t×143 円=4,317 円（税抜）

改定 基本料 830 円+8t×43 円+22t×159 円=4,672 円（税抜）

（例）一般世帯月 40t 使用した場合（9.0%、月 515 円増）

現行 1,171 円+32t×143 円=5,747 円（税抜）

改定 基本料 830 円+8t×43 円+32t×159 円=6,262 円（税抜）

料金表（案）

| （下水道） | 改定前（税抜） | 改定後（税抜） |
|-----------|---------|---------|
| 基本料金 | 1,171 | 830 |
| 従量料金（～8t） | なし | 43 |
| 従量料金（9t～） | 143 | 159 |